

医療法人社団 清心会 指定介護老人保健施設 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団清心会が開設する指定介護老人保健施設「介護老人保健施設かがやき」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法その他の法令を遵守し、施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- ①名称 医療法人社団 清心会 介護老人保健施設 かがやき
- ②所在地 埼玉県狭山市下奥富 688
- ③定員 100 人

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1 名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ②医師（管理者が兼務） 1 名

医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。

- ③看護職員 8 名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。

- ④理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上

理学療法士及び作業療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

- ⑤介護職員 26 名以上

介護職員は、心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。

- ⑥支援相談員 1 名以上

支援相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

⑦事務職員 3名程度

事務職員は、必要な事務を行う。

⑧管理栄養士 1名

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導、栄養ケア・マネジメント等の栄養管理を行う。

⑨薬剤師 0.4名

薬剤師は、医師の指示により、利用者のための薬剤の調整及び服薬指導を行う。

⑩介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者等の施設サービス計画の作成業務を行う。

(指定介護老人保健施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりである。

①入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる者とする。

②サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。

イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。

ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明する。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問題を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者との協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容を説明し同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領であるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じ

た額とする。

2 その費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

①居住費及び食費は、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。それ以外の利用者の居住費及び食費は下記のとおりとする。

ア 居住費 多床室 530 円／日 個室 1,870 円／日

イ 食費 朝食 580 円／食 昼食 680 円／食 夕食 690 円／食

②利用者が選定する特別な療養室を利用した場合の利用料

ア 個室 1,375 円／日

イ 2 人部屋 825 円／日

③おやつ（希望される方） 110 円／食

④入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

⑤日用消耗品費 実費 業者委託（選択制）

⑥教養娯楽費 実費（100 円／日）

⑦理髪代 実費（2,200 円／回）

⑧洗濯代（希望される方） 実費業者委託（ネット単位）

⑨電気代（電気毛布やテレビ等利用者が特別に利用する場合） 110 円／日

⑩その他日常生活において通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

①共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

②指定した場所以外で喫煙をしない等、火気の取り扱いに注意すること。

③けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

④施設内で他の入所者等に対し、宗教活動及び政治活動をしないこと。

⑤故意に施設もしくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出さないこと。

⑥入所者が、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きにより施設長に届け出ること。また、外来者が入所者に面会しようとするときは、施設に申し出ること。

⑦その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第 9 条 サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な処置を行うこととする。

（非常災害対策）

第 10 条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、入所者の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の規定について、年 2 回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(衛生管理等)

第 11 条 施設は、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努める。

3 給食調理業務に従事するものは、毎月 1 回以上検便を受けるものとする。

(研修)

第 12 条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①新入職員研修

②継続研修

③その他必要に応じて接遇研修、能力開発研修等を実施する。

(職員の服務規律等)

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、別に定める医療法人社団清心会の就業規則によるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また、退職後についても同様とする。

また、別に定める医療法人社団清心会の個人情報保護基本規程を遵守する。

3 職員は、施設が行う健康診断を受診し、常に健康に留意しなければならない。

(居宅支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 14 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、当該施設を紹介等することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 15 条 施設は、サービス提供等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定介護老人保健施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定介護老人保健施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定介護老人保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるもの

とする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（地域との連携）

第18条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第19条 施設は、サービス提供等により事故が発生した場合は、速やかに家族や市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

3 施設は、サービス提供等により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（記録の整備）

第20条 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、サービス提供の諸記録を整備・記録し、その完結した日から2年間保管するものとする。

（協力医療機関）

第21条 施設は、入所者などの病状の急変などに備えるため次のとおり協力病院を定める。

医療法人社団清心会 至聖病院

2 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

山下歯科クリニック

(掲示)

第 22 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、管理運営規定の概要並びに職員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示する。

(その他の事項)

第 23 条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団清心会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 8 年 5 月 30 日より施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和元年 10 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部条項改正する。(利用料金の変更)